

お客様各位

2019年5月20日

日本無線株式会社 マリンシステム営業部

JMA-1030 シリーズレーダー 開設申請について

本レーダー装置は電波を発射、利用する無線設備となります。本レーダーをご利用の前には電波法に従い無線局の開設申請が必要となります。

無線局を開設するには、下記の2種類の指定様式に必要事項を記載し、

(・無線局免許(再免許)申請書 ・無線局事項書及び工事設計書)

総務省(各総合通信局又は沖縄総合通信事務所)の審査を受けて、総務大臣(各総合通信局又は沖縄総合通信事務所)の免許を受ける必要があります。

ご注意

無線局の開設申請を行わないまま、本レーダーを使用すると電波法第110条の規定により一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されますのでご注意願います。

※電波法の詳細は下記アドレスをご覧ください。

https://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_honbun/72001000001.html

船舶電子機器に関するお問い合わせフォーム

日本無線株式会社 マリンシステム営業部 TEL:03-5534-1220 FAX:03-5534-1199

お問い合わせフォーム

https://inquiry.jrc.co.jp/m/marinej_inquiry

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

※1. 無線局免許申請書及び再免許申請書の様式は、**区分1**の**Word**を選択して使用してください。

2.無線局免許申請書及び再免許申請書、変更申請書(届出)書等

区分	法令	ダウンロード			
		様式 (Word)	様式 (PDF)	記載要領 (PDF)	
1	無線局の免許（再免許）申請書	別表第一号	 Word (44.0KB)	 PDF (144KB)	 PDF (220KB)
2	特定無線局の免許（再免許）申請書	別表第一号の二	 Word (42.0KB)	 PDF (131KB)	 PDF (227KB)
3	無線局の変更等申請書（変更届出書）	別表第四号	 Word (38.0KB)	 PDF (129KB)	 PDF (195KB)

※2. 無線局事項書及び工事設計書の様式は、**区分12**の**Excel**を選択して使用してください。

2.無線局事項書及び工事設計書

区分	法令	無線局事項書 工事設計書	ダウンロード		
			様式 (Excel)	様式 (PDF)	記載要領 (PDF)
12	特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第二号の三第2	 Excel (63.0KB)	 PDF (131KB)	 PDF (363KB)
13	アマチュア局	別表第二号の三第3	 Excel (54.5KB)	 PDF (118KB)	 PDF (345KB)
14	特定無線局	別表第二号の四	 Excel (73.0KB)	 PDF (126KB)	 PDF (407KB)

※本レーダー以外で無線局を開設する場合は様式や記載方法等が変わります

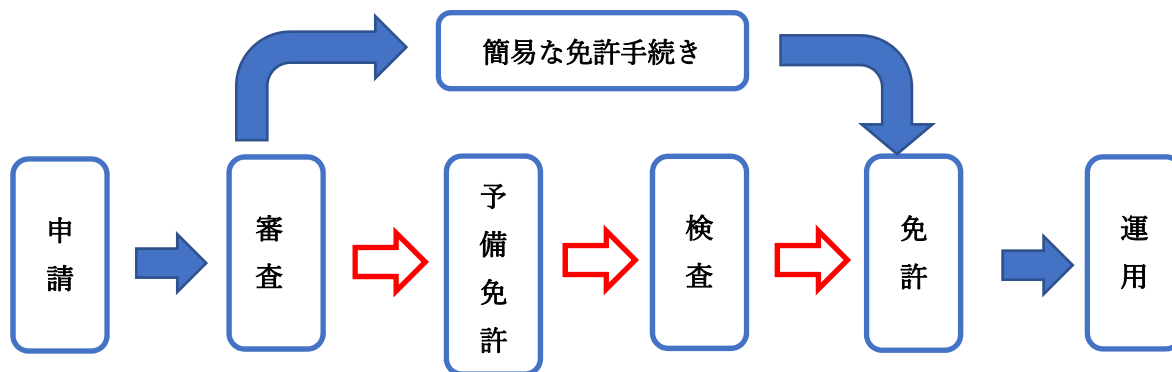
※3. 告示(PDF)には、無線局事項書及び工事設計書記入に必要なコードが記載されています。なお、本レーダー装置のみを設置する場合の無線局の種別コードは“RO“、電波形式は“PON“、空中線電力は4kWです。※JMA-1036の空中線出力は4.9kWになります。

本レーダー装置は特定無線設備の第4種レーダーとして工事設計認証を下記番号にて取得しています。

JMA-1032 (認証番号 001-A02628) JMA-1034 (認証番号 001-A02629)

JMA-1036 (認証番号 001-A07788)

従いまして、本レーダーのみで無線局の開設の手続きを行う場合は簡易な免許手続きで済みます。また、本レーダーのみを開設する場合は5kW未満の工事設計認証機のため無線従事者資格は不要です。※但し、本レーダー以外の設備も搭載する場合は条件により無線従事者資格及び無線検査が必要になります。



具体的には、本レーダー装置のみを搭載する場合は予備免許と検査を省略できますので、お客様が無線検査を受ける必要はありません。

ご注意)

1. 免許の有効期間は5年間を超えない範囲です。継続して使用するためには再免許申請が必要です。免許の有効期間満了前3カ月以上、6カ月を超えない期間内に行う必要があります。
2. 本レーダーのみを設置の場合でレーダーを撤去する場合は、無線局廃止届も必要です。無線局廃止届は各総合通信局または沖縄総合通信事務所のホームページ (URLはP3の文末) でご確認ください。お電話(P3参照)でご相談ください。無線局廃止届が出されない場合は、免許の有効期間満了まで毎年電波利用料を納付することとなります。
3. 本レーダーのみを搭載する場合、定期検査は不要ですが他の無線設備も搭載する場合は定期検査が必要な場合もあります。

重要)

申請時に必要な書類 (個人申請で本レーダーのみを申請する場合)

- ・無線局免許申請書 **※収入印紙貼付**
- ・無線局事項書及び工事設計書
- ・住民票 **※不要な場合もありますので各通信局へ確認願います。**
- ・船舶検査証書 (漁船の場合は漁船登録票)
- ・運航確約書 (免許申請される免許人と船舶所有者が異なる場合)

※上記の種類を正、写しとして2部提出

無線局の開設についての問い合わせおよび申請先は、以下の管轄区域別の総合通信局および総合通信事務所へご相談ください。

管轄区域	名称	住所	部署	電話番号
北海道	総務省 北海道総合通信局	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	無線通信部/航空海上課	(代表) 011-709-2311 (内線4635)
青森県,岩手県,宮城県, 秋田県,山形県,福島県	総務省 東北総合通信局	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F~15F)	無線通信部/航空海上課	022-221-0659
茨城県,栃木県,群馬県, 埼玉県,千葉県,東京都, 神奈川県,山梨県	総務省 関東総合通信局	〒102-8795 東京都千代田区九条南1-2-1(九段第3合同庁舎)	無線通信部/航空海上課/漁船・レジャー船	03-6238-1747
新潟県,長野県	総務省 信越総合通信局	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	無線通信部/航空海上課	026-234-9967
富山県,石川県,福井県	総務省 北陸総合通信局	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	無線通信部/航空海上課	076-233-4451
岐阜県,静岡県,愛知県, 三重県	総務省 東海総合通信局	〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同舎第3号館	無線通信部/航空海上課	052-971-9180
滋賀県,京都府,大阪府, 兵庫県,奈良県,和歌山 県	総務省 近畿総合通信局	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	無線通信部/航空海上課	06-6942-8541
鳥取県,島根県,岡山県, 広島県,山口県	総務省 中国総合通信局	〒730-8795 広島県広島市中区東白島19-36	無線通信部/航空海上課	082-222-3349
徳島県,香川県,愛媛県, 高知県	総務省 四国総合通信局	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2丁目14-4	無線通信部/航空海上課	089-936-5021
福岡県,佐賀県,長崎県, 熊本県,大分県,宮崎県, 鹿児島県	総務省 九州総合通信局	〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	無線通信部/航空海上課	096-326-7840
沖縄県	総務省 沖縄総合通信事務所	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階	無線通信課/航空海上担当	098-865-2315

(上記は2019年5月時点の情報です)

無線航行移動局 無線局免許申請書 見本（個人用）

●●部分には船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記載
 ※沖縄の場合は、「総合通信局」を削除し、「沖縄総合通信事務所」に変えて記載

無線局免許（再免許）申請書

☞ 申請年月日を記載

年 月 日

●●総合通信局長 殿（注1）

新規の場合

印紙を貼ります
 消印をしないこと
 ¥4,600_

収入印紙貼付欄
（注2）

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

日本工業規格 JIS X0401 並び X0402 に規定する都道府県コード及び市町村コードの6桁のうち下1桁を除く上5桁を記載 ※コードが不明な場合は記載を要しない。また、コードを記載した場合は都道府県及び市町村の記載は不要

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [○○—○○○] 〒 (—) 免許人の住所を記載
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ _____ 免許人の名前を記載 免許人本人の印鑑を押印 (氏名を実筆で記載したときは押印を省略できる) → 印

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

有 無

これまで、電波法違反をしていない方は（無）をチェック
 ※日本国籍を有していない方は（有）をチェック
 詳細は下記アドレスにてご確認ください。

https://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_honbun/a720010001.html

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	無線航行移動局 1局
② 識別信号	記載不要
③ 免許の番号	記載不要
④ 免許の年月日	記載不要
⑤ 希望する免許の有効期間	☞ 申請手数料の総額を記載
⑥ 備考	4kW 1局×4,600 合計 4,600

総務省 電波利用ホームページで最新の手数料をご確認ください
 平成20年4月1日施行免許手数料
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/feestab/>

電波利用料に対して前納を希望する際は(有)
をチェックし期間について記載する

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波 法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 () 記載不要
部署名	フリガナ ----- 記載不要

5 申請の内容に関する連絡先

免許人本人が提出する場合には記載不要

所属、氏名	フリガナ ----- 記載
電話番号	日中、連絡が取れる電話番号を記載
電子メールアドレス	記載

**個人申請でありレーダーのみを申請する場合の見本
(国際航海に従事しない船舶に限る)**

1 枚目

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	チェックを入れる 記載不要
2 申請（届出）の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	R O ※1
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	船舶の航行の安全確保、申請者の事業、業務又はレジャーの能率向上の為
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 ← チェックを入れ
6 住所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (〇〇〇－△△△△)
	例：〇〇県〇〇市〇〇町△△番地□□ ※コードを記載した場合は都道府県及び市町村の記
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 (〇〇〇) △△△－□□□
	フリガナ ○○ △△ ○○ △△
8 希望する運用許容時間	「何時から何時まで」の様に記載する ←
9 工事落成の予定期日	記載不要
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日
	<input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日
11 無線局の目的コード	例) G E N (一般業務用) ※ 1
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	例) M A A (船舶の航行に関する事項) ※ 1
13 無線設備の設置場所	フリガナ ○○マル
	船舶又は航空機名 ○○丸 ※ 3
14 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 ()
15 識別信号	[MMSI] 記載不要
	記載不要
16 停泊港コード	コード番号を記載 ※ 1
17 主たる停泊港又は定置場	○○港 ※主に停泊している場所
18 船舶又は航空機の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人 ← チェックを入れる申請者と相違する場合はその他へチェックしその名称を括弧内に記載する。 <input type="checkbox"/> その他 ()

日本工業規格 JIS X0401及び X0402に規定する都道府県コード及び市町村コードの6桁のうち下1桁を除く上5桁を記載【コードが不明な場合は記載を要しない】

24時間を希望する場合は記載不要

※ 1 各コードについて下記アドレスの 3. 告知 (PDE) を参照してください

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

※ 2 空中線電力 (出力) は JMA-1032/1034 (4 kW) ・ JMA-1036 (4.9 kW) です

※ 3 船舶検査書を参照にしてください

2枚目

19 無線局の区別			
20 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1 W
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5 W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/> チェックを入れる	出力を記載(JMA-1036の場合、4.9kW)※2	W
	<input checked="" type="checkbox"/> PON	9410MHz	4kW
	<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz	5 W	
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz <input type="checkbox"/> 121.5MHz	0.05W	
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード		例) H S K (平水区域)※1	
		※その他 EKK(沿海海域)	
22 船舶番号又は漁船登録番号		○○○-△△△△ ※3	
23 用途コード		例) L S R (レジャー船)※1	
24 総トン数		○○トン ※3	
25 信号符字		お持ちの場合、記載	
26 旅客定員コード		旅客船の場合、記載	
27 長さコード		S又はL ※1	
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

船舶安全法第8条によって旅客定員が12名を超える船舶が旅客船とされています

12m以上の場合は(L)を記載

- ※1 各コードについて下記アドレスの3.告知(PDE)を参照してください
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>
- ※2 空中線電力(出力)はJMA-1032/1034(4kW)・JMA-1036(4.9kW)です
- ※3 船舶検査書を参照にしてください

3枚目

29 無線局の区別				
工事設計書	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
	<input type="checkbox"/> 27MHzDSB送受信機 [27D]			
	<input type="checkbox"/> 27MHzSSB送受信機 [27S]			
	<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40]			
	<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]			
	<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]			
	<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]			
	<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]			
	<input type="checkbox"/> 簡易AIS [AIS]			
	<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]			
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]			
	<input checked="" type="checkbox"/> レーダー [R]	日本無線株式会社	工事設計認証番号を記載	製造番号を記載
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]		JMA-1032:001-A02628 JMA-1034:001-A02629 JMA-1036:001-A07788	
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]			
	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]			
<input type="checkbox"/> その他 ()		NCD-2256 SERIAL NO.(例:英英○○○○)		
<input type="checkbox"/> その他 ()	"不明の場合は販売店へお問い合わせください"			
34 特殊な設備	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
	<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]			
	<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]			
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
35 附属装置	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]			
	<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]			
	<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
36 ATIS番号				
37 船舶等識別番号	チェックを入れる			
38 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
39 備考				